

いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月策定

平成 31 年 4 月改訂

令和 6 年 4 月改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときには、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

上越市立明治小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

2 いじめの定義・いじめ類似行為の定義

(1) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性 高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

※具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等

3 いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 教職員がいじめを絶対に許さない信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、適切な研修等を計画的に行う。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織的に対応する。
- (5) 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保障された学級づくり
 - ・教師と子ども、子どもと子どもの中に心のつながりのある関係（リレーション）づくり

- (6) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
 - ・すべての児童が主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・仲間とのかかわりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施
 - ・児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得できるための情報モラル教育等の実施。
- (7) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。また、状況に応じて匿名によるアンケート、自宅でのアンケート記入、担任以外による相談窓口の開設など、児童が本音で伝えやすい場を工夫する。
- (8) すべての教職員の共通理解を図るため、年に数回、いじめの問題に関する校内研修を実施する。
- (9) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価が有効に機能するようにする。

4 児童の実態

当校の児童は、明るく素直な児童が多いが、人数が少ないこともあり周囲の影響を受けやすい傾向がある。時折、乱暴な言葉遣いや自分本位の言動が見られ、友達が傷つく言葉を言ってしまうたり、上手にかかわったりできずに、トラブルになることがある。また、中には、自分の思い通りにならないと、攻撃的になってしまう児童もいる。

5 指導の重点

- (1) 正しいこととやってはいけないこと（ならぬことはならぬ）を明確にし、守らなければならないことの意義を考え、規範意識を高める。（思考・判断力）
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信をつけ、自分のよさを見つけられるように支援する。（自己有用感、存在感、肯定感）
- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心の教育を推進する。（コミュニケーション力）

6 重点達成のための方策

- (1) 正しいこととやってはいけないことを明確にし、規範意識を高めるために
 - ・「明治っ子のきまり」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう、常に意識させる。
 - ・「学級のしきり直し」（2学期・3学期）を行い、児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級を目指す。
 - ・長期休業・連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間に繰り返し、徹底した指導を行う。
 - ・生活目標を児童に意識づけ、主体的な取組ができるように支援する。
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信をつけ、自分のよさを見つけられるように
 - ・学級の課題や変容を把握し、児童一人一人の思いや願いの実現のため、やる気に満ちた学級を目指す。
 - ・縦割り班活動を通して、互いの良さや違いを認め合い、自分の役割を果たしたり、活躍したりできるように支援する。
 - ・学級内で個に応じた役割（当番・係活動）を保障したり、一人一人が活躍できる内容や場面を多く設定したりして、児童の存在感、学級への所属感を高める。

(3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために

- ・11月に「いじめ見逃しゼロスクール運動月間」を設け、児童主体の活動を推進する。
- ・「いじめ」を題材としたSSEやあたたかい言葉を伝えること、傾聴のSSEなどを実施し、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考える活動を通して、自己有用感や規範意識を高め、いじめを生まない土壌をつくる。
- ・道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、いじめの防止に努める。(保護者への道徳授業の公開：11月)
- ・人権強調週間を設けて(年2回)、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。(同和教育部と連携)

7 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営

- ①委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、適宜開催する。
- ②不登校などの情報交換などについては、いじめ・不登校対策委員会で行うものとする。

(2) 早期発見に係る組織

①教職員間の情報交換

- ・こまめな不断の情報交換
- ・職員朝会、毎週の情報交換会での児童の情報交換
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報の活用

②教育相談体制

- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・学校訪問カウンセラーによる相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

③特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

【学校におけるいじめのサイン チェックリスト】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- 学用品の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参
- 保健室への来室の増加 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数児童からの執拗な質問や反ばく
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避、逃避 特定児童の持ち物からの逃避 等

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の伝達
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知(PTA総会や諸会合、学校だより等で)
- ・いじめ防止基本方針の保護者への説明(年度初めのPTA総会、学校のHP)
- ・家庭でも、いじめ防止に向けた話し合いを行う。(親子いじめ防止作文の取組など)
- ・行事を参観してくださった保護者による児童に向けたハートフルメッセージ

【家庭でのいじめのサイン チェックリスト】

- 登校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ 体への傷やいたずらの痕跡 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応 他

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・地域連携「児童を語る会」…主任児童委員、民生児童委員、学校職員
- ・学校運営協議会、青少年健全育成協議会、後援会との連携

【地域で見られるいじめのサイン チェックリスト】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

③専門機関との連携

- ・必要により、JAST、児童相談所、市すこやかな暮らし支援室、適応指導教室と連携して解決にあたる。

(4) 児童に関する情報の共有化と児童理解

- ①「児童個票」による情報の共通化、引き継ぎ（各月）
- ②毎月の学校生活アンケート
- ③いきいき明治っ子（児童・保護者）アンケートによる実態把握（7月、12月）
- ④職員会議後の情報交換会
- ⑤地域連携「児童を語る会」・・・学校職員と民生児童委員さんによる情報交換

8 いじめに対する具体的な措置

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だろう。」…の考えは捨てる。
- 『いじめは絶対に許されないもの』との認識に立つ。
- 『早期発見かつ即時対応』と『組織的対応』の認識に立つ。
- 『いじめられている子どもの側に立つ』ことを大前提にして判断する。
- 『小さい芽を小さいうちに摘む』ことを重視する。
- いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものとの認識をもつ。

(1) 素早い事実確認と対応

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任 → 教頭・教務主任・生活指導主任 → 校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。

②いじめ・不登校対策委員会

・事実確認の計画

事実確認のための役割分担

◇被害児童への聞き取り

- *教職員は、被害児童の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- *いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にせずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聞き取り

- *いじめを行っているときの気持ちなどについて考えさせる。
- *いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- *『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はしない。

◇周辺児童への聞き取り

- *事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- *内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- *事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児保護者、加害児保護者に対して

- *保護者とは直に会って面談を行う。
- *保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。
- *保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

・いじめ・いじめ類似行為への対処

◇いじめを受けた児童への対応及び支援

- *いじめを受けた児童を守り通すという姿勢のもと、児童にとって信頼できる人物と連携しながら、安心して学習その他の活動に取り組むとができる環境を整備する。
- *いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の会を開く。
- *いじめが解消している状態とは、少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響がやんでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

◇いじめを行った児童に対する措置

- *事実確認をしっかりと行った上で、いじめを行った児童がいじめは相手の人権を脅かす行為であることを理解し、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- *関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で学校と家庭が連携し、再発を防止するよう継続的な見守りや助言を行っていく。
- *いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときや被害児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとします。

③ネットいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

9 いじめ防止等に関する取組年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	年間
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ・スクールカウンセラーの児童、保護者への周知 ・学級開き ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会（前年度からの引継ぎ） ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 	「進んでかかわる子」の姿を明確にした授業の実践
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会：縦割り班種目の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・運動会ハートフルメッセージ 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 人権強調月間 ・人権教育、同和教育授業実施 ・地域連携による名所花壇整備 ・学級づくり研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・頸城中学校区生徒指導連絡会 ・保小情報交換会 ・主任児童委員、民生児童委員、学校職員による情報交換会 ・青少協・保育園と連携した花壇整備 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・児童保護者アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少協による地域パトロール ・PTA総会で「長期休業のきまり」の説明 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止についての職員研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園参観・情報交換会 ・頸城中学校区生徒指導連絡会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のしきり直し ・地域クリーン活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携によるクリーン活動 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・中学校体験入学① ・文化祭ハートフルメッセージ 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ見逃しゼロスクール集会 人権強調月間 ・人権教育、同和教育授業公開 ・地域連携による名所花壇整備 ・学級づくり研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・頸城中学校区生徒指導連絡会 ・頸城中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会 ・人権教育、同和教育授業参観 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・児童保護者アンケートの実施 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のしきり直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少協による地域パトロール ・頸城中学校区6年生交流会 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 人権強調月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・頸城中学校区生徒指導連絡会 ・学校運営協議会 ・中学校体験入学② 	

3 月	・児童個票の作成	・学校生活アンケート		
--------	----------	------------	--	--

- ・学校生活アンケートは、毎月実施し、問題を早期に発見し、対応する。状況に合わせて教育相談を実施する。
- ・児童の情報交換会は、全校の子どもたちの状況や行動面で気になる点について話し合い、共通理解を図る。
- ・大きな行事の後、保護者に児童に向けてハートフルメッセージを書いていただき、子どもたちの自己有用感や達成感を高められるようにする。